

第4号様式（第10条関係）

会 議 録（要 旨）

会 議 名	第2回武蔵村山市自立支援協議会
開 催 日 時	H27年 1月29日（木） 午後1時30分 ～午後3時00分
開 催 場 所	市民総合センター 小会議室
出 席 者 及 び 欠 席 者 （ 敬 称 略 ）	出席者：椎木俊秀、西山直美、笹本秋夫、長田文男、有賀講陽、柳清美、 須永美智子、岩瀬香世、梶原勲、押田友紀子、武内まゆみ、大槻満、高橋 毅、杉本容子、榎本勝 欠席者：鈴木君子、菅原幸次郎
議 題	報告事項 (1) サービス事業者部会等の報告について ①訪問系サービス事業者部会 ②日中活動系サービス事業者部会 ③居住系サービス事業者部会 ④相談支援事業者部会の開催状況について (2) 障がい者（児）連絡協議会の報告について (3) プロジェクトチームの報告について ①障害者のくらしを考える部会 ② 障害者の「はたらく」を考える部会 議題 (1) 武蔵村山市第三次障害者計画・第四期障害福祉計画（素案）につい て (2) その他
結 論 （決定した方針、残さ された問題点、保留事項 等を記載する。）	(1) 各事業者部会の部会長は自立支援協議会の委員となる。 (2) 次回の自立支援協議会は3月17日（火）とする。
審 議 経 過 （主な意見等を原則と して発言順に記載し、 同一内容は一つにまと める。） ●会 長 ○委 員 ■事務局	●前回、欠席されている方もいるので、改めて自己紹介をしたい。私が今 年度の武蔵村山市自立支援協議会の会長に前回の会議で決まったあかつき コロニーの高橋である。では、事務局から資料の確認をしていただきたい。 （事務局が資料の確認） ■事前に郵送した資料が、「（平成26年度第2回）武蔵村山市自立支援 協議会」、「武蔵村山市 第三次障害者計画・第四期障害福祉計画」3点 である。 また、本日の追加資料で「平成26年度 第4回自立支援協議会 相談 支援サービス事業者部会報告」、「武蔵村山市障害者のくらしを考える部 会報告」、「武蔵村山市自立支援協議会委員部会所属状況」、「武蔵村山 市第三次障害者計画・第四期障害福祉計画素案 修正検討箇所」、「避難 行動要支援者の名簿情報の提供について、同意確認のお知らせです。」と 袋に入ったヘルプカードのサンプル、障害者就労体験の新聞記事のコピ ー、村山特別支援学校公開研究会のご案内となる。 ●本日の流れは、議案書によると部会の報告になっているが、先に「武蔵 村山市第三次障害者計画・第四期障害福祉計画素案」について審議したい と考えている。では、「武蔵村山市第三次障害者計画・第四期障害福祉計 画素案」について審議に入っていきたい。

前回の自立支援協議会の後にパブリックコメントや市民説明会があり、素案が変更になっているため、最新版を送り直してもらっている。事務局から説明等はあるか。

■では、簡単に説明させていただく。まず「武蔵村山市第三次障害者計画・第四期障害福祉計画素案」の策定の趣旨について説明する。武蔵村山市第三次障害者計画は、障害がある人の自立と社会参加についての基本理念を定めた障害者基本法第十一条第三項の規定に基づいた基本的な計画であり、障害者福祉サービスの推進する上での考え方や理念を定めたものである。一方、第四期障害福祉計画については所謂、障害者総合支援法の第八十八条の規定に基づき、国が定めた基本指針に沿って市町村障害福祉計画として策定するものである。

平成23年3月に策定された第三期障害福祉計画が平成26年度末で満了することから、従来はそれぞれ別々に策定されていたが、今回は両計画を一体の計画として策定する。

今回の計画の期間は、平成27年度から平成29年度までの3年間としている。計画の内容としては、国及び都の関連する計画などと整合性・連携を図り、市がこれから取り組んでいく障害福祉サービスの基本的な方向を定めた指針となる。平成27年度から各年度における障害福祉サービス、地域相談支援、計画相談支援などの種類ごとの必要な量の見込み、見込み量の確保のための方策、地域連絡事業の実施に関する事項を定めるものである。

策定の経過としては、平成25年度に障害のある方を対象にアンケート調査を実施した後、市内の高齢者福祉計画等策定委員会をもとに素案を策定した。現在、パブリックコメントを実施しており、先日実施した市民説明会での意見等を反映させて、今後は原案として決定していきたいと考えている。

●内容について意見等はあるか。

■一点追加で説明したい。先日の市民説明会で出された意見に基づき、若干の修正があった。素案の37頁(7)コミュニケーションサービスの実施とあるが、それを意思疎通支援の実施として改めた。

手話通訳者養成講習手話通訳者事業は任意事業であったが、必須事業になったため、本文の素案に盛り込んだ。内容については手話通訳者等の派遣の見込み量のみを載せていたが、市民総合センターに毎週火曜日、手話通訳者を設置していることを掲載している。また、手話通訳者養成講習事業を平成26年度から実施しているので、1年間を通すと実施回数多いが、講習事業として「1」と表現している。これから内容を検討して修正させていただきたいと考えている。

●私から一点伺いたい。60頁の計画相談であるが、数値の単位がわかりにくい。この制度は平成26年度以内にすべての方に入っている予定であったが、遅れている。その後は、27年度内で完了すればよいとなっている。市の方はどのように考えているか。

■特に期限が延長したわけではないが、27年度に入ってから決定に関しては、何らかの形で計画を出していかなければならない。国で示した緊急対応策としては、市役所内でも別の部署であれば、問題ないとされている。しかし、計画相談事業所が増えていかなければ、セルフプランで対応

せざるえ終えない状況にある。

●サービス等利用計画は現状ではどのくらい終わっていて、どれくらい残っているのか。

また、62頁(1)イの「基幹相談支援センター」の設置をするのかしないのか。63頁には「検討」と入っているが、どのようになっているのか。

○成人の方は12月末現在で55%、児童の方は75%と進んでいるが、セルフで対応されている方が多い。実際に市内6事業所で児童を扱っていないので、そのことは課題であると考えている。

●基幹相談支援についてはどのようになっているか。

■現段階では、基幹相談支援センターは多摩26市でも実施できているところは少ない。2ヶ所の委託先が相談支援の拠点となるが、基幹相談支援センターについても検討していきたいと考えている。

●相談支援については、障害福祉に限ったことではなく、地域の福祉向上を目指しているのと同時に、一方で相談支援専門員のスキルアップの側面も見込まれると考えられるので、相談支援体制を進めていく事業の中心となるため、今後注視していく必要がある。

相談支援の困難事例を自立支援協議会でも検討する必要があると考えている。

○相談支援事業所も24年から始まっているが、現在ではようやく横のつながりもできてきたため、困難事例の話し合いについてなどはまだ取組めていない状況がある。

●29頁の生活困窮者自立支援制度は障害を持った方も関係していくと考えられる。

■生活困窮者自立支援制度に関連することとして、市では30頁にあるように新たな事業として平成27年度から「市民なやみごと相談窓口」の設置を予定している。そこでは様々な市民の相談に積極的かつ総合的に対応する予定である。

●その窓口は委託ではなく、市の職員が対応するのか。

■委託ではない。設置場所としては市役所本庁舎の地域福祉課と生活福祉課の間に設置する。その窓口では「どこに行ったらいいかわからない」といった方などの相談をうかがって、関係部署につなぎ、その後のフォローもされるようになる。

●他に意見はないか。

○30頁に障害者虐待防止センターの説明の部分に、「障害者地域自立生活支援センター(社協自立)」の他に「精神障害者地域活動支援センター(お伊勢の森)」は入らないのか。

■修正して併記する。

○先日、市民説明会に出席して、修正していただいた箇所であるが、手話通訳者養成講習事業の「1」の意味を詳しく伺いたい。

■こちらの表記は回数ではなく、手話通訳者養成講習事業としては1つ実施するという意味である。

○今年度は初級講習会と中級講習会が開催されているが、それを一つにまとめて「1」としているのか。来年度は上級も再開講されるとも聞いているが、それでも「1」となり、クラス数は関係ないのか。

■予算の項目としては、手話通訳者養成講習事業として記載されている。身体障害者福祉センターで実施している初級講習会はボランティア研修の一環として、指定管理の範囲で行われている。そのため、予算書に載っているのは「1」という表記となっている。

○初級は身障センターが実施して、中級が市で行っている事業となっているのか。

■市が行う事業としては、中級以上として「1」となる。

○H27年度は中級と上級となるが二つ合わせて1となるのか。

■計画では、H27年度は中級をやったうえで、H28年度は上級も考えている。手話通訳者講習事業は別々に予算を取っていないので、講習事業としては、「1」となる。

○市民の方にはわかりにくいのではないか。

■他市では養成講習事業として1回となり、時間数として20時間などとなっている。

○追加の資料の手話通訳者を設置の回数が延べ51回となっているが、実際には祝日等もあるため、49回ではないか。

■再度確認させていただく。

○もう一点、その資料の下の手話通訳者の養成に13人とあるが、この13人とはどういった意味か。

■25年度については、講習を修了した方が13人ということである。

○初級のクラスは先ほどの説明にあるように、ボランティア事業であるので、手話通訳者すべきではないと思うが。

■では、載せるのを控えさせていただく。

○総合支援法の中の対象として難病患者も含まれるが、難病患者の相談支援などのためにも基幹相談支援センターなどが必要になってくるのではな

いか。三障害以外の方もいらっしゃるので、「等」などを使って含みを持たす必要があるのではないかと。

■平成25年度から難病の方も障害福祉サービスの対象となったが、25年度中の申請は1名である。現在、1月から難病の疾病数が拡大しているが、新規の方はあまりいない現状がある。しかしながら、含みを持たせたいと思っている。

○難病の方が保健所などに相談に来ることはあるのか。

○難病医療費助成申請の窓口が市であり、保健所は神経難病の方を中心に療育の支援をさせていただいている。

○36頁に関して、発達障害のある人を支援するための「ネットワークの仕組み」の構築のための研究・検討とは具体的にどういったことか。

■現段階ではまだ具体的なビジョンまでは達していないため、これから関係団体の方などと検討していきたいと考えている。

○39頁に特別支援学級について書かれているが、新たに設置することを考えているのか。

■特別支援学級の設置支援とあるが、新たに設置する予定は今のところない。特別支援学級の協議会等に障害福祉課も参画するという意味で載せている。

○現状はどのように設置されているのか。

■市立第一小学校、雷塚小学校、第一中学校、小中一貫校等8ヶ所に設置されている。

●29頁の避難行動・要支援者対策の現状はどのようになっているか。

○今日配った資料にもある「避難行動要支援者名簿の提供について」にあるが、避難行動要支援者の名簿の作成が法律で義務付けられている。これは平成26年の災害対策基本法の改正によって、障害者手帳の情報や介護保険の介護度の状況を本人の同意なしで作成している。災害時には名簿の提供を関係機関に提供できるが、平常時でも開示してよいかの同意確認文書となっている。現在はその同意を取っているところである。

●期間は2月26日までなのか。

■当初の確認期間としては2月末を指定しているが、過ぎても随時行っている。

●どのように周知しているのか。

■個人宛てに通知を郵送し、2月1日の市報にも掲載している。

○27年度に避難支援者等関係者に対して順次開示するとあるが、関係者とはどの範囲なのか。

■関係者の例示がされているとおりである。

○独居の方などは「誰が支援するか」ということまで示されるのか。

■現段階では、関係機関に名簿を提示し、その次の段階として個別計画を作成する。これは誰がその方を救助にいくといったところまで詰める予定である。

●2つの計画の今後の予定はどうか。

■2月8日までパブリックコメントを実施。その後、議会に計画を諮って庁議で決定する。そして、印刷製本をし、3月に完成することとなっている。

●では、部会の報告にうつる。訪問系部会から報告をお願いしたい。

○ヘルパー事業所である smile care happy が移転したので、参加の事業所が減ってしまった。しかし、事業所部会を通じて横のつながりは出てきたように感じている。部会の中で出た内容については、5頁にあるように研修会実施の検討やヘルパー不足の解消に向けて市としての取り組み状況などについて話し合われている。また、6頁にあるように地域単価の話題なども出ている。そのほかに市でもニーズ調査をしてほしいという意見も出ている。

この部会は先週の1月20日にも開催されている。夜間の支援について十分ではないので、これからの課題としている。今日までに今年度5回開催されており、事業所数は部会発足当初よりは2つ増えたが、1事業所撤退した関係で、6事業所となっている。

介護保険のヘルパー確保も厳しい状況にあるので、それに付随して今後は障害のヘルパー確保がどんどん厳しくなってしまうのではないかと意見が出た。

●次に、日中系活動部会について報告していただきたい。

○日中系活動部会は現在4回実施されている。日中部会はテーマを決めて実施されており、虐待防止について弁護士を講師として迎えて、秋に2回ほど事業所のヘルパー向けに研修を行った。(21頁～24頁)

また、25頁以降にあるように、特別支援学校卒業生の就労継続支援B型利用の際に必要なアセスメントについて議論されている。国からの現在の通知では煩雑すぎるのと、移行支援事業所への負担も大きいことから検討を続けていくこととなった。

●特別支援学校卒業生のB型利用の際のアセスメントについて今後、プロジェクトチームを設置してもよいのではないか。

●市はいつからのこのアセスメントを実施するのか。

■現在は、平成27年度から本格的に実施していきたいと考えている。

○他市はアセスメント様式の検討を自立支援協議会で行っているところもあるので、参考にしてほしい。

●居住系事業者部会については、関係者が出席していないので市の方から説明していただきたい。

■居住系事業者部会は4回実施されており、第2回以降は各グループホームの見学を兼ねて各グループホームで実施されている。法人としては5事業所で運営されている。

●質問等がなければ、相談支援部会の報告をしていただきたい。

○相談部会は今年度5回実施されており、6事業所が参加している。どの事業所も作成に追われている状況であるが、課題として児童の相談支援事業所が不十分な点とモニタリングが国の基準ほど入れていないこと、今後はセルフプランが増えてしまうのではないかと懸念がある。

●市からは何か説明があるか。

■計画相談に関しては、各事業所が手一杯の状況であり、サービスの種類が少ない方などにはセルフで行っていただいている現状がある。また、相談支援事業所の計画が入っていない方が、ヘルパー事業所に利用を断れるなどといったケースも出てきている。

○相談支援事業所は足りないと認識しており、セルフプランという話もあったが、介護保険でいうケアプランナーが外れてしまう問題はある。しかし、事業所側としても相談支援員は他の業務と兼務している場合がほとんどである。

■相談支援事業の計画実施率は、武蔵村山市は平均的である。東京都の自立支援協議会でもこの件に関しては、議題になっている。26市の障害福祉課長会でも問題視されており、市長会から国に制度の見直し、報酬改善の要望等を行っている。

●相談支援についての運営方法については、今後も検討していきたいと考えている。以上、4つの事業所部会について報告をしていただいた。ただし、部会に参加している自立支援協議会メンバーが少ないため、各事業所部会に部会長を設置して自立支援協議会の委員となってもらい自立支援協議会に出席してもらいたいと考えるが、それは可能であるか。

■定員には余裕があるため、問題ない。

●各事業者部会の部会長を自立支援協議会の委員として迎えてよいか。

(異議なし)

■次にプロジェクトチームについて、「くらしを考える部会」の報告をしていただきたい。

○「くらしを考える部会」は1月8日に開催されたが、これが今年度の第1回目である。今回は顔合わせと各課題の確認と今後の部会の進め方について話し合われた。(別紙資料参照)

○以前に話した「放課後等デイサービスの部会」の設置に関しては、各事業所が開所してから月日が浅いこともあり、すぐに設置することはないとの確認をした。

■「はたらくを考える部会」については、前回の自立支援協議会の後に会議は実施されていない。次回は2月19日を予定している。

別紙の新聞記事の資料は、昨年10月にイオンモールでのインターンシップについてのことであり、昨日の朝日新聞多摩版に掲載されたので配った。他には何かあるか。

○1月8日に障害者（児）の連絡協議会が行われた。連絡協議会は当事者や保護者の高齢化、障害種別の多様化などによって、出席者が減っている。連絡協議会の活動をボランティアセンターの広報誌「コラボ・パ」に掲載してもらい知ってもらおうということとなり掲載を予定している。

また、女性の社会進出や障害福祉サービスの個別支援が増えているため、なかなか障害者同士、障害者の保護者同士の横のつながりができにくい現状がある。企画していたボーリング大会については中止となった。次回は3月12日に実施される。今年度の定例総会は5月に実施され、その後は隔月で会議は実施されてきている。

●その他、市から連絡事項はあるか。

（自立支援協議会委員の事業者部会への参加確認）

■課長から説明があったが、「避難行動要援護者の名簿情報の提供について、同意確認のお知らせです。」は返信用封筒をつけて個人宅に送っているので、同意書を返送されてない方への周知をお願いしたい。

■ヘルプカードは本日、完成したものを配っている。2月1日の市報に掲載し、2日から障害福祉課と本庁の地域福祉課で配布を開始する。特に申請書はいただけていないので、ほしい方には配布する予定である。団体で配っていただけの方はまとめて渡すことはできる。ヘルプカードのリーフレットとは別に、一般向けにヘルプカードの周知のパンフレットを各公共施設に設置するので、啓発に協力いただきたい。

●次回の自立支援協議会の開催は3月17日でよいか。

（異議なし）

●では、次回の日程は3月17日（火）午後1時30分からとする。

会議の公開・ 非公開の別	<input type="checkbox"/> 公開 <input type="checkbox"/> 一部公開 <input type="checkbox"/> 非公開 ※一部公開又は非公開とした理由 ()	傍聴者： _____ 人
-----------------	--	--------------

会議録の開示・ 非開示の別	<input type="checkbox"/> 開示 <input type="checkbox"/> 一部開示 (根拠法令等：) <input type="checkbox"/> 非開示 (根拠法令等：)
------------------	--

庶務担当課	部	課 (内線：)
-------	---	----------

(日本工業規格A列4番)